

《洞爺湖町ホームページ掲載資料から》



# 北海道土砂災害警戒情報システム

## 土砂災害ハザードマップ

町内の土砂災害ハザードマップを掲載しますので、お住まいの地域の危険な範囲や避難所を日頃から確認しておきましょう。(令和2年8月1日現在の告示済み箇所)  
なお、未調査の「土砂災害危険箇所」や洞爺湖町全体の図面については、下記の URL で確認してください。

北海道土砂災害警戒情報システム(洞爺湖町) ⇒ 本図面のとおり

地区別ハザードマップ(次ページ以降に添付しています。) ⇒

- 虻田地区 1
- 虻田地区 2
- 温泉・泉北地区
- 月浦・旭浦地区
- 洞爺地区 1
- 洞爺地区 2
- 洞爺地区 3

### 土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)」と言い、土砂災害から国民の生命、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限による新規立地の抑制、危険区域内住宅の移転促進、構造補強などのソフト対策を推進する法律のことで、

同法第4条によって「基礎調査」の実施が定められており、土砂災害の被害を受ける恐れのある土地に対して、その区域の周辺の地形や地質、降水の状況などを調査することで、土砂が到達すると予想される区域が明らかにされ、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」として指定されることとなります。

詳細(北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部)

**警戒区域** : 土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危険が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域

**特別警戒区域** : 警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域

**警戒区域・特別警戒区域(未指定)** : 基礎調査を行った結果、上記区域に指定する範囲を把握した区域

#### マーカーの凡例

- : 警戒区域(指定済)
- : 特別警戒区域(指定済)
- : 警戒区域・特別警戒区域(未指定)

※クリックで区域の詳細や位置図・区域図が表示されます。

#### 凡例

- 土石流
- 急傾斜地の崩壊
- 地すべり
- マーカーを常に表示
- 警戒区域
- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 特別警戒区域

